

第5回ごみ焼却施設用地検討部会議事録（概要）

- 1 **開催日時** 平成26年5月13日（火）午後2時から3時30分まで
- 2 **開催場所** 鎌倉市役所 鎌倉市議会第2委員会室
- 3 **出席者** 荒井会長、河邊副会長、
深山秀男様、石井信様、矢澤基一様、岩佐勝司様、吉田好明様、三浦昭男様、
尾島隆史様
- 4 **事務局** 石井環境部長、小池環境部次長、遠藤環境施設課長、近藤環境施設課課長補佐、
齋藤環境施設課課長補佐、花田環境施設課環境施設担当

5 協議内容

- (1) 2次選定について
- (2) 3次選定（比較検討項目）の進め方について
- (3) その他

6 配付資料

- (1) 資料1 「1次選定結果及び（第1回）2次選定絞り込み条件による候補地」
- (2) 資料2 「2次選定絞り込み条件による都市公園・緑地の状況」
- (3) 資料3 「（第1回）2次選定絞り込み条件による候補地」
- (4) 資料4 「候補地の比較検討項目として考えられる事例について」

7 会議の概要

主な内容は次のとおりです。

(1) 配布資料、議事録の確認

配布資料についての確認。

荒井会長

本日の資料についての確認。

本日の資料の取扱いについて、前回同様非公開でよろしいでしょうか。

（了承）

荒井会長

では、前回同様、各委員の手持ち資料ということでお願いします。

次に、前回の議事録の確認をお願いします。

齋藤課長補佐

皆様からのご意見はありませんでした。

荒井会長

いかがでしょうか。

(了承)

荒井会長

それでは議事録については、これで確定ということにします。事務局で鎌倉市の HP への掲載をお願いします。

(2) 2次選定について

配布資料について遠藤課長より説明。

遠藤課長

前回の部会において審議いただいた結果を踏まえ、事務局において整理した結果をご報告させていただきます。まず、資料 1 ですが、前回は網掛けのない状態でご提示させていただきましたが、条件としては 0.5ha 以上の公共用地、接道があることという 2 つの条件で選定を行なった結果、115 地点を 1 次選定結果としました。その部会において、大きな区分として「史跡、公園、緑地、学校、その他の公共施設」に分類し、それぞれの現状を説明して整理した結果、残った箇所が、網掛けのない白抜きの箇所です。

次に 2 枚目の下段に第 2 次選定絞込み条件としまして、「史跡については法的規制が厳しいこと」、「学校については統廃合の予定が無いこと」から除外しました。2 番目に都市公園、緑地については、風致地区・古都保存法・緑地関連法令等の規制がある場所は除外しました。ただし、規制等のない公園・緑地は、土地利用が可能かどうかを、次回までに調査し、現状を整理するとともに、市の考え方を回答することにしていました。資料 2 をご覧ください。規制等のない公園と緑地の一覧となっています。14 箇所になりますが、現状を整理したところ、緑地は大半が傾斜地であり土地利用できない状況にありました。公園については、ほとんどが緑地という状況でした。この公園と緑地の取り扱いについては、市の姿勢としまして、本市の自然環境、これまでの緑地の保存の歴史や公園の整備の状況などを踏まえ、都市公園や緑地のように自然的土地利用をしている場所を都市的の事業に変更することは、市の姿勢として好ましくないという判断をさせていただきます。従って、市の考えとしては、候補地から除外したいと考えています。

その他の公共施設については、「本市の自然環境等を考慮すると、古都保存法(4 条区域：6 条地区)、風致地区条例(風致地区)の対象となる用地については除外するとともに、既に施設の運営がされており、廃止の予定が無い施設で、利用可能な用地が無い施設は除外をするということ」になっていました。資料 3 をご覧ください。これらを整理した結果、残る地点は 6 箇所となります。この表でお断りしますが、風致地区、古都保存法、緑地関連法令等が全て空欄になっていますが、現在、土地利用されている部分では該当しないことを示しており、一部周辺部分が該当する箇所もあることをご報告させていただきます。また、一番右の欄になりますが、焼却場の存否に係る協定・覚書についてを記載しておりますが、これ以外の候補地には、協定書や覚書等を交わしていないと認識しております。以上で概要説明を終わります。

荒井会長

前回からペンディングになっていた事項について整理をされた結果、「都市公園、緑地につい

ては市の方針として自然のまま残しておきたいということ」、その他の公共施設では最終的に 6 つ残っていますが、名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターについては焼却場の存否に係る協定・覚書があるという調査結果ですが、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

河邊副会長

1 番の野村総合研究所跡地は都市計画決定されていないのですか。

遠藤課長

はい。

河邊副会長

利用可能面積とありますが、平地というとらえ方でよろしいでしょうか。

遠藤課長

土地利用されているところが中心になります。ですので、若干の段差はありますが、ほとんど平坦な用地を前提に調べさせていただいております。

河邊副会長

名越と今泉はそれぞれ協定があるということですが、あそこでスクラップアンドビルドはできるかどうかというのも大きなファクターだと思います。私の知る限り難しいのではないかと。多くの経費を掛ければ可能かもしれませんが、現実的に考えると、その 2 点だけでも難しいのではないかと思います。その他のところについても、そういった建物等があると思いますが、スクラップアンドビルドが可能なのでしょうか。

遠藤課長

野村総合研究所跡地ですが、平らな部分で駐車場等用地も含めてこの面積程度と理解しています。ですから、全部壊さなくても可能かと思いますが、一部建物を壊す検討が必要な部分はあると思います。2 番目の深沢については、現状で市有地の平らな部分もございまして、一部 JR 等の建物もありますが、平坦な部分がほとんどです。山崎浄化センターにつきましては、現在処理している建物以外のところに何も建っていない部分の面積を出しております。深沢クリーンセンターにつきましては、処理施設が下水道へのし尿の投入施設ということで使われておりまして、処理施設は残っております。その他の施設は、現在は使用されていない状況です。

市民 C

野村総合研究所のところですが、ソフトボールができる程度のグラウンドが奥にありますね、そのあたりは使用する予定があるのでしょうか。あと、橋があると思いますが、あれもかなり年数が経っていますが、造り直すとかなりのお金が掛かりますが、仮にそこに造るとしたらどう考えていますか。

遠藤課長

グラウンドの件ですが、山から少し反対側に降りた辺りだと記憶していますが、今のところ、この部分は、面積には入っておりません。また、橋については状態によっては、造り替えも視野に入れなければならない部分もあると思います。

荒井会長

まず、第1段階として、都市公園、緑地については、市の方針に従い14箇所を外すということによろしいでしょうか。

(了承)

荒井会長

異議なしということで、都市公園、緑地については市の方針どおり自然環境を守るという点から除外することとします。これで6箇所になりましたが、深沢クリーンセンターについては、地元との協定・覚書がないということですが、そのあたりの説明をお願いします。

齋藤課長補佐

資料3では、ごみ焼却場の存否に係る協定・覚書ということだけですので、その点に関しては名越・今泉クリーンセンターにはございます。ただし、深沢クリーンセンターに関しましては、書面等では残っていませんが、以前から笹田町内会の方とは、今後、ここにごみ処理施設は造らないでくださいとの要望があります。野村総合研究所跡地については、文化教養施設として使用を求められています。それから、JR跡地周辺については、まちづくりの計画が進んでいます。他にもいろいろな経緯があると思います。この候補地によろしいということであれば、個々の状況を事務局の方で確認し、皆さんに経緯等をご報告させて頂き、次回から行なっていただく、比較検討の中で、この辺の状況を含めて、検討いただければと考えております。

荒井会長

多かれ少なかれ、地元要望は寄せられている。では、ごみ焼却場の存否に係る協定・覚書がある名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターを除外するか否かということについてご意見いただければと思います。

河邊副会長

造るとなると、名越クリーンセンターについては施設を稼動しながらの建設になると思いますので、非常に難しいと思います。また、今泉クリーンセンターについては、施設が停止していると思いますので、可能性はあるのかなと思いますが、面積的にも利用可能面積が狭いこともありますし、こういう協定・覚書があるので、それを尊重すると、私は、4番5番は除外しても良いと思います。

市民A

深沢クリーンセンターは確か今の処理場がなくなった後には、嫌悪施設は持ってこないと聞いて

ていますが。

遠藤課長

具体的に文書では交わしていないと聞いています。ただし、今、お話があったように、そういう話はございます。

市民 A

それは確認しないといけません。以前、下水道事業で活用しようという考えもあったかと思いますが、その時はそういう約束があるということで止めたと思います。また、山崎の下水道終末処理場、ここは下水道事業で事業認可されていますが、その際に、上部利用などを含めて国といろいろな話があったと思います。国の下水道の関係と補助金適正化法の関係等は大丈夫ですか。

遠藤課長

細かいところまでは確認できていませんが、以前バイオで検討した時は可能であることを前提として協議をし、建設候補地として動きがあったと聞いておりますので、具体的な整理はしなければいけないと思いますが、可能性はあると思います。

市民 A

法に関わることなので、ある程度可能性を掴んでおかないといけないと思います。あと、下水道の事業認可というのは、処理場に関しては主管が厚生省、排水管関係は建設省で、今は、それがどうなっているのか。現時点で可能性があるのかどうかということは、しっかり調べておく必要があると思います。

荒井会長

とりあえず、現時点として資料 3 の名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターは候補地から除外し、残った 4 候補地について、今、ご意見がありました、法律関係だとか、建設の実現性も含めて評価をしていけばよいと思いますが、いかかですか。

市民 G

今泉クリーンセンター、市長との確約という話がありましてね、覚書なり協定書として取り交わされていて、焼却場は建てませんと約束されていると聞いていますが、詳しく教えてください。

遠藤課長

平成 16 年度に、今泉クリーンセンターは、ダイオキシン類対策工事を行ない、施設の稼働を継続する際に、地元自治会と覚書を締結しております。そこで、稼働期間は、工事終了後、概ね 10 年程度という約束しております。また、平成 24 年 8 月の確認書において、平成 27 年 3 月末をもって焼却を停止するという確認を市長と取り交わしています。

市民 F

市長と 3 つの町内会の間で締結されているということですが、市議会としても承認して法的にも有効性が存続しているのでしょうか。

遠藤課長

確認書の締結の確認については、市議会には報告させていただいております。

市民 F

それは条例か何かで認められているのか。

小池次長

条例等での決まりというのはありません。市長と地元の 3 町内会との約束ということです。それを書面として確認したということです。

市民 F

割り切れないというか、名越についても現在やっている回収工事が最後だと。これも協定書があるわけですよね。その辺の約束というのは絶対的なものというのかもしれませんが、重要なプラントの建設ですから、過去の事情はその時の事情であったけれども、現在、建設する場所がないという重要な事態の時に、市の一番重要なプラントですから、もう絶対使っちゃいけないんだということで理解が得られるかどうかです。地元の方は迷惑施設ということで反対でしょうけども、全体の意見とすれば、今までも使っていたので、この場所、相当微妙な場所だと思います。

小池次長

市としましては、名越であれば地元の大町の町内会の皆様、今泉であれば今泉台、今泉・岩瀬の皆様と書面を交わして約束を決めたわけですから、当然、市としましては、地元住民の方との約束ですので、当然守っていく必要があると考えています。そういった中で、今回につきましては、6 候補地の中で地元の皆様とは、そういう約束をしているということを皆様にも承知いただきたいという意味で、こういう資料を出しました。確かに、おっしゃる様に条例とかはございませんが、やはり、これは市と市民の皆様との約束でございますので、大変重要であると認識しております。

市民 F

ただそれは、プラント周辺の方達との話し合いでのアグリーメントですので、市民全体が了解したわけではないと思います。名越についても修理すれば 10 年間プラントは使えるということで、最後の改修工事だという形になってはいますが、それは地元とのアグリーメントであって、問題はプラントが一つしかないことであると思います。

市民 G

地元というのは 3 町内会ですよ。岩瀬、今泉、今泉台という意味合いでよろしいですか。

小池次長

そうです。

市民 A

ここまで絞ってきた前段で、史跡とか法規制とかがあって、市は緑を守るのだということで緑地は外してきたわけです。今ここに残ったものは、行政側として外せないのであれば、この段階で除外しておくべきで、ここに残って出てくるのがおかしいのです。約束事があるからだめなら前段で同じように除外しておくべきです。ここにあるものは、可能性があるということで、話をしないと。

市民 B

やっと 6 つに絞られた内の 2 つが今問題になっていますが、私は鎌倉市の将来を考えると、何十年先かわかりませんが、名越、今泉は候補地として出てくる可能性があると思います。なぜなら、仮にこの 2 地区をカットして他の地区に造ったとしても、10 年、20 年経てばまた同じことを繰り返すわけです。市はどういういきさつがあるかはしりませんが、10 年、10 年と地元の人に理解を求めてなんとかやってきたわけです。ここにきてもう一度蒸し返してさらに 10 年お願いしますということは難しい話ですから、今は蒸し返さず、当面は外すべきだと思います。ただ、遠い将来には理想とすればメンテナンスやごみが増えてきた時のことを考えると、施設は 3 箇所くらいあった方が良くと思います。

齋藤課長補佐

市民 A からあった話については、数回前の部会でも同様のご発言がありました。ただ、市にどれくらいの適地があるかということでは、この時点で名越、今泉を外すことは平等ではないので削除しておりません。その後、条件を精査した上で、除外するのではれば、除外すればよいということ、この部会の中ではお話いただいたと認識しています。

市民 B

選定結果に載っているということは、現状のクリーンセンターがどれくらいの規模であるかなど比較対象として参考になるのです。今のお話のとおりで、挙げておいたんだということで理解をして、やはり、これは除外した方が良くはないのでしょうか。そうしないと進みません。それと鎌倉市全体を見たときに、名越、今泉の地域の皆様に非常にご迷惑をおかけして気の毒だと思いますが、あまり地理的に良い場所ではないですよ。なかなか適地がないから、このような状態になったのだと思いますし、どうして、今の場所にあるのかという思いもあります。そういう意味で、鎌倉全体から考えた場合、名越と今泉は今回の対象から外してあげると言うのが良くと思います。

市民 F

今、プラント 3 つという意見がありましたが、プラント 1 つの体制でやっていくということは、例えば、大災害があった場合、これが潰れるとごみ処理が滞り大変なことになります。ですから代替施設というのは必ず何らかの形で残さないといけないと思います。横浜市でも 3 つほ

どプラント運転を止めましたが、1つは災害時を考慮して残してあるようです。最新式の施設ができたとしても倒れる可能性がありますので、倒れたときにどうするかという対策は打っておかなければいけないと思います。そういう意味でも、名越と今泉は当然、何らかの形で残しておくべきだと思います。

荒井会長

災害対応型施設というのが東日本大震災以降取られていまして、災害時でも機能が維持できるような施設整備を行い、それに伴って交付金が出るという制度になっています。電力の問題ですとか水、あるいは燃料ですね、そういうものをきちっと確保できるような施設造りを目指して、国でも取り組みを強化しているところです。全国的にそれが出来てきていまして、耐震設計という面では、東日本大震災でも建物に関しては大きな影響はなかったということです。そういう意味でも名越と今泉をどう取り扱うかは別として、とりあえず、今回の新しい施設の候補地から外すということで良いのではないかと思います。約束は約束ですから。将来的にどうするかというのは、市の方でお考えいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(了承)

荒井会長

それでは、今回の用地選定の中からは4番と5番は除外いたします。ただし、ごみ処理の安全保障という点も考慮していただきたいということにしたいと思います。これで、4箇所にとられたわけですが、今後、どのように進めていくのかについて事務局から説明をお願いします。

齋藤課長補佐

資料4をご覧ください。今後、それぞれの候補地を比較検討していく中で、皆さんに項目を挙げていただいて、検討していきたいと考えております。まず、本日リストアップされた4箇所につきまして、それぞれの候補地が持つ特有な事情があると思います。建設するまでの難易度もあると思いますが、基本的には焼却施設の建設ができる可能性がある候補地だという考え方になると思います。これらの候補地を公平、平等に比較検討し、経済性、利便性、環境面、また、皆様からご意見のあった地域還元などを考えた中で、これから皆様に協議していただきたいと考えております。まず1番目に「土地利用の現況について」ですが、これは、現在それぞれの土地がどのように利用されているかなどについて、様々な面から考えた中で、敷地内の土地の利用状況はどうなっているのか、また、現在、避難場所に指定されているのか、などについて検討してみてもどうかということで挙げさせていただいております。2番目に「土地利用規制について」ですが、これは、土地利用規制の有無と種類が建設難易度の指標になると思います。当然、工業地帯のようなところはハードルが低くなりますし、住居系のところは、問題をクリアしなければ建設できないということです。3番目に「地形や地質について」ですが、鎌倉市は、活断層の上に無いということは伺っていますが、地域によっては活断層があるかどうかを調べたり、土地が軟弱地盤だったりすると地盤沈下の可能性あり、費用も掛かることから比較検討すべき項目であると考えています。4番目に「景観への配慮について」ですが、これはどこの地区でもあることですが、地域によっては建物の高さ、形状、配置などの制約をなるべく受けない地域であること

が好ましいと考えております。また、周囲の緑地確保なども踏まえて検討していく必要があると考えます。5番目に「収集運搬の距離や施設周囲における車両通行状況について」ですが、一番良いのはどこの地域からでもごみの運搬距離が最短になる町の真ん中あたりになると思われるので、利便性についても比較検討すべきであると考え、挙げさせていただきました。6番目に「他市との距離関係について」ですが、本市は横浜市、藤沢市、逗子市に隣接していますが、近隣市から遠ければ他市の市民の方への影響も少ないということで、検討していただく必要があると考えます。7番目に「騒音、振動、悪臭などの環境保全対策への対応について」ですが、これは、現在の最新公害防止技術をもってすればどこの土地であっても環境面はクリアできると考えますが、騒音等については地域によっては厳しい制限が掛かるということも考えに入れなければいけないので、項目として挙げさせていただきました。8番目に「総合計画、都市マスタープランの方向性との整合について」ですが、この4箇所には、少なからず計画等がありますので、これらをクリアできるのか、上位計画があるからマイナスの指標になるのか、そういったことについてご議論いただく必要があると考え、挙げさせていただきました。9番目に「敷地境界から学校、保育所、病院等までの距離、通学路の有無などについて」ですが、これは先程の環境面とも重複しますが、こういった施設が近くに無い方が望ましいということですので、項目として挙げさせていただきました。

10番目に「十分な幅員の確保について」ですが、9番目の通学路などとも関係しますが、敷地と道路との関係を接道等を含めて考える必要があるということで挙げさせていただいております。11番目に「自然災害に対する影響について」ですが、今回の4箇所については津波等の影響はないと思いますが、川が近くにあれば洪水の危険性なども評価しなくては行けませんので、項目として挙げさせていただきました。12番目に「焼却施設の存否に係る以外の地元住民との経緯について」ですが、これは先程ご説明させていただきましたが、例えば、山崎浄化センターであれば下水に関する地域住民の方とのお約束などがあると思います。そういったものを含めてどう評価していくかということを考える必要があるのではないかとということで挙げさせていただきました。13番目に「将来的な施設の建替え、増築、改造等への対応可能性について」ですが、これは将来を見据えた場合、広い敷地があっても、建替等の対応ができることが理想だとは思いますが、そういった可能性も含めて比較検討する必要があるのではないかとということで挙げさせていただきました。14番目に「焼却施設建設に伴う付帯費用について」ですが、例えば、野村であれば既存の建物を壊す場合には費用も掛かる、橋の耐震対策をしなければならないということであれば、そういった費用がない土地もあると思いますので、お金の面からも比較していかなければならないと考え、項目として挙げさせていただきました。

以上、14項目を挙げさせていただきましたが、他市の状況を見ても、基本的な比較条件として考えているというものを事例として皆様にご提示させていただきました。当然、これ以外に検討しなければいけない項目も多数あると思いますので、本日ご提示した項目は、あくまでも基本的な項目ということで、ご了承いただきたいと思います。今後これを基に、以前資料としてご提示した武蔵野市、三鷹市の事例なども踏まえ、最終的に評価していく上で必要な項目について、こういった項目も必要だとか、次回以降に十分ご議論いただきたいと思っております。

荒井会長

今後、4箇所を比較検討していく上での評価の軸を案として提示いただきました。それぞれに

ついて評価を行い、総合的に一番パフォーマンスの良い所を候補地として決めていきたいという考え方だと思います。それ以外に評価すべき点等、何かご意見はありますか。

市民B

事務局の意見はごもっともで、これも参考にしなければいけないというのは分かりますが、これから大事なことは、これから地域に情報が流れていくので、そうした時にやはり反対運動など十分考えられますので、地域住民に対する対策、地域振興策、還元策や外観まで併行してやらないと、ただ焼却場ができるといっても、誰だって反対すると思います。こういう立派な建物が建ちますとか、名称もクリーンセンターとか、良いイメージの名称で呼ばないといけないと思います。広い土地が選ばれたなら、その隣に公園や、スポーツ施設、温泉なども造りますというようなことを合わせて併行してやっていった方が、選定を行う上で進めやすいのではないかと思います。ここは、用地部会だからただ用地だけ選んで終わりではなく、今後必ずどこかで引っかかってしまうという心配をしています。

遠藤課長

私どもも大変重要なことであると考えております。当然ながら迷惑施設というイメージが非常に強いですから、その中で地域の皆様に還元なり貢献できるような付加価値や、外観もできるだけカバーできる、悪いイメージにならないようなものにしていきたいと考えております。

市民F

必ず還元施設を伴わないと、焼却炉というのは成り立っていかないと思います。この中では、脱落していますが、当然還元施設への配慮も検討項目として入れてください。

齋藤課長補佐

口頭ではご説明したつもりでしたが、当然、この部会では、当初から皆さん還元施設のご意見がありましたことを理解しております。土地が決まった中で地域の住民の方のご意見もあるでしょうし、この場所には、こういった還元施設ができるのかについて、検討いただけるとありがたいです。また、生活環境整備審議会の方でも基本計画の中で当然検討しなければいけないということですので、あえて項目としては今回入っていませんが、事務局の方でも考えていますのでよろしく願いいたします。

河邊副会長

還元施設については、「地元の要望を取り入れて造ります」に留めて良いのではないかと思います。施設から供給できるのは熱と電気しかないわけですから、具体的に示すとかえって地元から反発があることも考慮すべきだと思います。

市民B

私は反対で、受け入れる側からすれば、お土産ではないが、こういう施設ができるのと電気と熱だけではないと思います。複合施設を考えたらどうかとか、老人ホームを併設できないかといったようなことです。役所としては、こういうものが考えられますということを何か見せないで、

まず反対が先に立つと思います。私が懸念するのは 4 箇所の名前が出ていったときに変な形で反対運動が起こらないためには、こういったものも事前にお膳立てをして案を示していく必要があると思います。

河邊副会長

おっしゃることも分かるのですが、他の事例をみると、一例を出した時点で「必ずやれ」となるので、市への負担が大きくなる恐れがあります。そういう意味で、私は「姿勢を示す」程度に留めたほうが良いと思います。

市民 A

先に示してしまうと、反対じゃないけどこれの方が良いとかなるので、地元の要望等を踏まえて、色んな利用方法を考えていますよ、というような姿勢を示す程度の方が良いのではないかと思います。

荒井会長

具体的に示すということは別問題として、調査だけはきちっとしておく。こういう還元施設のあり方、考え方を調査して、用地部会に全国的に見た場合、こんな例がありますよとか、その中で予算の許す範囲で地元と話し合いながら対応していきたいというのでよろしいのではないのでしょうか。他に付け加える内容はありますでしょうか。

市民 F

深沢の場合 JR の跡地ですが、駅ができると聞いています。これが 10 年先か 20 年先か分かりませんが、可能性としては相当あるわけです。今、市の都市計画マスタープランもどんどんできあがってきています。例えば、高層マンションができるというような情報が流れていますが、あそこに集中したマンション群ができ、中心部に幅員が 20m の道路ができるとなると、非常にある意味では鎌倉市の将来の中心的なことを考えたマスタープランを練っているわけで、鎌倉の中心部としてどこからでもアクセスができるなど立地条件は良いと思います。ただ、長期的なプランとして、例えば、新宿副都心のようにど真ん中にごみ処理プラントが建つというようなイメージがします。ですので、将来性を考えた上で立地も考えないといけないと思います。

荒井会長

8 番に「総合計画、都市マスタープランの方向性との整合について」という項目がありますので、しっかりと調査をして成立するかどうかを考えて行くことになると思います。

市民 F

現在の計画がどこまで進んでいるのかわからない。

荒井会長

東京でお台場地区というのがあります。これは埋立地を都市開発し、フジテレビ等がある所です。フジテレビと運河ひとつ隔てたところに清掃工場が建っています。ここでは 448ha を開発

する際に、全体の都市計画の中で、一番真ん中にごみ処理場、下水処理場、水道施設と地域冷暖房を整備した事例です。こういう例もありますので、きちんと調べた方が良いでしょう。

石井部長

今、ご指摘頂いたように、4箇所につきましては、何かしらの行政計画があります。この大きな問題については、環境部だけで対応できる問題ではありませんので、市長を本部長としたプロジェクトとして「ごみ処理施策推進本部会議」を立ち上げております。実は、本日、公園や都市計画の方向性についての考え方を皆様にお示ししたのも、本部会議に諮りまして、市としては、どのように考えていくのかということ、本部会議で議論させていただいて、本日ご回答させていただいたという経過がございます。この中でも深沢については、都市計画決定が「予定あり」と記載してありますように、一定の計画が進みつつあります。このあたりをどうリンクさせていくのかについては、市を挙げてしっかりと整理をした上で、考え方を皆様にお示しした上で対応していく、こういうことが必要だと考えております。今後も、この用地部会と本部会議に諮りながら、本部会議の考え方を本用地部会にお示しする必要があると思いますし、本用地部会の考え方を本部会議に報告していくなど、相互連携がより重要になってくると考えております。それらの整理の仕方につきましては皆様からご指示をいただく、あるいは市で要点を整理をする中で対応させていただければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

荒井委員

なるべく皆さんの意見を入れた方が良いでしょうので、貴重なご指摘だと思います。

市民 A

今の話を聞くと、行政側で検討するウエイトというのも相当に大きいです。多分、こちらでこの方が良いでしょうという案が出てきた時に、都市計画決定に対する考え方など、本部会議とのやり取りが重要となってくると思います。

石井部長

本用地検討部会の予定では9月末を目標として評価の内容をまとめて、生活環境整備審議会に報告をしていくということになりますので、この間、しっかり皆様との相互連携をはかっていく必要があると思っております。

荒井会長

ごみ処理施設は、都市計画決定をしないと建てられないので、1番のところを選んで具体化していくということになると思います。都市計画決定ありきで進むということではないと思います。

河邊副会長

教えていただきたいのですが、比較検討項目として14番までありますが、とりあえず大項目を決めて、その後、大項目に沿っての判断というのは、中項目として別途でくるものと考えて良いでしょうか。

齋藤課長補佐

それぞれ4箇所については、考えなければいけないことがありますので、細かい情報は次回、個々の状況を整理し、皆様にお示ししたいと思っております。その中で、こういったことも必要じゃないかというご意見をいただきたいと思っております。決して全く問題が無い土地はありませんので、できる限り調査し、関係部署の方にも依頼して情報収集した上で、皆様にお示ししたいと考えております。

河邊副会長

一つの項目として、法律の制約条件が当然出てくると思います。それを一つの大項目としたらどうでしょう。土地利用でも法律の制約条件があると思いますが、それは法律の制約条件という中で評価すればと思います。これを受けて評価基準とか出てくると思いますが、例えば、収集運搬の距離を評価する場合、どこを起点にどう評価するのかがこれでは全然分からないので、評価基準を明確にして欲しいと思っております。例えば10番の「十分な幅員の確保について」とは何mかとか。それを次回出していただければと思います。

荒井会長

法律の規制というのは非常に重要ですので、そういった点からもきちんとやっていただきたいと思っております。これからより具体的な形で評価をしていかないといけません、お題目、標語だけを出している状況ですので、具体的な形で評価を進めていただきたいと思っております。それでは、このようなやり方で進んでいくということで了解したいと思っております。

次回からは、具体的な形で4箇所について評価していきたいと思っております。不足している項目については、指摘をして修正するというにしたいと思っております。2次選定ということで4箇所に、3次選定ということで4箇所を比較検討していくための条件を出していただきましたので、次回からは用意していただく資料等でより詳細な検討をしていきたいと思っております、その他ですが、事務局から何かありますか。

遠藤課長

ご意見を頂きたい点がござります。今回は焼却施設の建設候補地を選定するために広く市民の皆様方からご意見をいただきながら、公平、透明性を担保しながらに選定作業を進めていくことを前提としてスタートさせていただきました。第1回の本用地部会において当面は非公開とするが、会議の内容は会議録で公開していくということで、これまで進めてきました。今後は、広く市民に対して用地選定の進捗状況を報告する機会も視野に入れていかなければならないことから、候補地の公表の仕方、タイミングについてご意見をいただきたいと思っております。

荒井会長

公開時期やその方法等について意見をいただきたいとのことですが、いかがでしょう。

市民A

この会議は生活環境整備審議会と直結していますか。

遠藤課長

生活環境整備審議会の部会ということで、その中の下部組織として設置しています。

市民 A

そうすると、議会に報告しないまま進めることはできないと思います。

遠藤課長

親会である生環審の方にここでの検討をフィードバックし、生環審の意見を頂きながら公開の内容について決めていかなければならないと考えます。

市民 A

議会に報告の必要はなくて、議事録と同じように公開して構わないということですか。

遠藤課長

手続き的には本用地検討部会から生環審に報告いただき、その上で広く市民にお伝えするのであれば、最初に議会へ情報を提供する形になるのかと思います。

荒井会長

まず、本用地部会から生環審に対して報告を行い、生環審から市長に答申するということがよいのですか。

遠藤課長

新焼却炉の基本計画策定について、生環審に諮問させていただいています。そのうちの用地選定に係る検討を本用地検討部会でご議論いただいておりますので、それを生環審に報告していただくということになります。そして、生環審の了承を得て公表していくということになります。

荒井会長

議会に対して誠意を尽くして報告してくださいというのが我々の意見です。

石井部長

一定のところオープンにしていくという形を取った方が良いのかとは思っております。どこから公開にしていくのかという考え方につきましては、一つは議会というお話がありましたが、議会には、節目、節目に報告する必要があります。

荒井会長

市議会議員が知らないうちに、他の方が知っているというのもよくないので、少なくとも議会に対して一定の報告をしてから、それを広く市民にお知らせするという順番が良いと思います。

石井部長

議会には、6月に基本計画の進捗状況ということを報告する予定ですが、報告の仕方について

はもう少し我々で検討させていただきたいと思っています。そういう意味もあって、本日皆様のご意見をお聞きしました。

荒井会長

次回やってみればある程度、方向性が見えてくるのではないかと思います。

市民B

一日でも早く皆さんの合意が取れば、10年後なんて言わないで、3年でも5年でも皆さんの合意を早めて、工事に着工できた方がよい。だから、早めに広く周知していく方がよいと思います。

市民B

反対意見が出て出なくても、4つに絞られて、他に土地が無いのですから、それがだめになればもうだめだと思います。となれば、この情報がいつ公開されても、最終的には、ここでごんばらないと仕方ないと思います。もう、ここまで進んだのですから、事務的なことは、どんどん進めたら良いと思います。そこで壁にぶつかれば、それをクリアするにはどうしたらよいかをみんなでご検討すればよいのです。そう思えば、どんどんオープンにしていくという考え方がよろしいかと思います。

荒井会長

そういう意味では、これまでの議事録は出していますし、やり方としては、着実にやっているといます。時期が来れば公表しなければならないですが、順番がありますので、そこには気を配る必要があると思います。

遠藤課長

さまざまな意見、ありがとうございました。今のご意見を踏まえまして、荒井部会長及び生環審の横田会長と相談させて頂いた上で、候補地の公表のタイミングを考えていきたいと思っています。

荒井会長

皆さん、それでいかがでしょうか。

(了 承)

その他事務局から何かありますか。

遠藤課長

次回の部会ですが、議会等の関係もあり、次回は7月1日(火) 10時から第二委員会室で開催させていただきたいと思っています。

荒井会長

それではこれで閉会とします。ありがとうございました。